

平成23年11月21日

お客様各位

セントラル商事株式会社

### 金地金等の譲渡の対価の支払調書制度について

平成23年度の税制改正におきまして、「金地金等の譲渡の対価の支払調書制度」が創設され、弊社を含む金地金等の売買を行う業者に対し、200万円を超える取引を対象に税務署への支払調書の提出が義務付けられました。(所得税法第225条第1項第14号)

なお、支払調書に係る詳細は下記の通りとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。また、引き続き200万円を超えるお取引には本人確認が必要となりますので、かさねてよろしくお願い申し上げます。

### 記

対 象 取 引 : 金地金等の売却

適 用 開 始 日 : 平成24年1月1日より

調書記載内容 : お客様のご氏名・ご住所・取引品目・重量・数量

売却金額・支払確定年月日

※ご購入の際に業者が発行する計算書類等は、お客様が税務申告する際に必要となりますので、紛失等にご注意ください。

以上